

令和5年度第1回
札幌市障がい者施策推進審議会

会 議 録

日 時：2023年9月28日（木）午後3時開会
場 所：ORE札幌ビル 7階 C会議室

1. 開 会

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 皆様、お疲れさまでございます。

3時前ですけれども、全員おそろいになりましたので、会議を開始させていただきます。

本日は、Z o o mにて傍聴される方がいらっしゃいます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆様へ、事務局より注意事項をお伝えいたします。

この会議は、委員の方の議論の場でございますので、傍聴の方は発言ができません。録音、録画等もお控えください。

Z o o mによる参加の方は、カメラをオフ、マイクをミュートとしてください。

また、会議に対するご意見、ご感想につきましては、意見参加シートにご記入の上、事務局までご提出ください。

次に、委員の皆様にお願いがございます。

本日は、オンラインでご出席いただいている方がいらっしゃいます。このため、ご発言の際には、発言者が分かるよう、挙手あるいはご発声によりお知らせいただき、司会を進行する者からお名前を呼ばれた後に発言をしていただきますようお願いいたします。

また、発言者が分かるよう、ご発言の前にご自身のお名前を名のっていただき、発言内容が分かるようにゆっくりお話してください。

発言の中で分からない言葉がございましたら、ご遠慮なくお知らせください。

なお、本日、議事録作成のため、有限会社札幌速記事務所の方が参加しております。議事録作成のため、録音、録画をさせていただきます旨、あらかじめご了承ください。

事務局からは、以上となります。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより、令和5年度第1回札幌市障がい者施策推進審議会を開催いたします。

私は、札幌市保健福祉局障がい保健福祉部企画調整担当課長の児玉でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

なお、本日、会議時間は1時間半程度を予定しておりますが、会議の進行状況によっては若干前後することも予想されます。恐れ入りますが、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

なお、本審議会は公開とさせていただきます。

◎委員紹介

○事務局（児玉企画調整担当課長） 続きまして、本日ご出席されている委員の皆様を紹介させていただきます。

今回が現任期になってから初回の会議ですので、次第の裏面に記載されています名簿の順にご所属、お名前を読み上げさせていただきます。着座されたままで結構でございます。

ので、一言、ご挨拶をお願いしたいと思います。

札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香博文委員です。

札幌市精神障害者回復者クラブ連合会副会長の石山貴博委員です。

札幌公共職業安定所統括職業指導官の上田章裕委員です。

社会福祉法人榆の会総合施設長の加藤法子委員です。

札幌市視覚障害者福祉協会会長の近藤久江委員です。

札幌市精神障害者家族連合会会長の菅原悦子委員です。

札幌市民生児童委員協議会理事の高柳司です。

札幌市手をつなぐ育成会会長の長江睦子委員です。

社会福祉法人札幌親会理事長の中原明委員です。

北海道中小企業家同友会札幌支部インクルーシブ委員会委員長の南部賢委員です。

札幌市中途失聴・難聴者協会会長の花田裕芳委員です。

北海道立心身障害者総合相談所所長の廣島孝委員です。

北海道難病連代表理事の増田靖子委員です。

北海道教育大学教授の安井友康委員です。

札幌肢体不自由児者父母の会会長の山内まゆみ委員です。

本日は、札幌市社会福祉協議会の大石純委員と市立札幌豊明高等支援学校の小小学委員と札幌司法書士会の山代弘委員から、所用のためご欠席とのご連絡をいただいております。

したがいまして、本日、15名の委員のご出席をいただいておりますことから、札幌市障がい者施策推進審議会条例第7条2項によりまして、出席者が委員の過半数を超えておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

◎事務局紹介

○事務局（児玉企画調整担当課長）　続きまして、事務局を紹介いたします。

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長の成澤です。

障がい福祉課長の立野です。

自立支援担当課長の渡邊です。

就労・相談支援担当係長の渡辺です。

事業計画担当係長の佐々木です。

その他、関係職員が出席しております。

どうぞよろしくお願いたします。

◎資料の確認

○事務局（児玉企画調整担当課長）　続きまして、お配りしております資料の確認をお願いいたします。

事前にお送りしている資料は、資料1から資料6までとなっております。

お手元の次第に配付資料一覧を記載しておりますので、併せてご確認ください。

◎障がい保健福祉部長挨拶

○事務局（児玉企画調整担当課長） それでは、開会に当たりまして、障がい保健福祉部長の成澤よりご挨拶を申し上げます。

○成澤障がい保健福祉部長 改めまして、障がい保健福祉部長の成澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しいところ、また、足元の悪い中を会議にご参加いただきまして、ありがとうございます。

また、日頃から札幌市が進めています障がい保健福祉施策に対してご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

この会議につきましては、障害者基本法に基づいて、札幌市の障がい者施策を総合的、計画的に進めていくために審議していく機関でございます。この審議会につきましては、今年の8月に委員の一斉改選を行いまして、前回から委員を継続された方、新たにご就任をご快諾いただきました委員の皆様におかれましては、札幌市の保健福祉の発展にぜひお力をお貸しいただければと思っております。

本日の会議につきましては、次第にありますとおり、会長の互選後にさっぽろ障がい者プラン2024素案の審議をしていただきます。その後、札幌市の障がい者就労施設等からの物品等の優先調達状況ということで、札幌市がどれだけ発注をしているかについてご報告させていただこうと思っております。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴いただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 大変恐縮ではございますが、成澤部長は、別用務のため、ここで退室させていただきます。

○成澤障がい保健福祉部長 ご審議をよろしくお願いいたします。

〔障がい保健福祉部長は退席〕

2. 議 事

○事務局（児玉企画調整担当課長） それでは、議題に入らせていただきます。

議題（1）会長の互選についてでございます。

まず、審議会の概要等について簡単に説明させていただきます。

この審議会は、障害者基本法を根拠に札幌市障がい者施策推進審議会条例により設置するものです。

審議会の議事内容については、主にさっぽろ障がい者プランに基づく障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、必要な事項を調査審議することとなっております。

このたびは、8月に委員の一斉改選を行いまして、任期を2年として、合計18名の委員の皆様にご委嘱させていただいております。

それでは、会長の互選に移りますが、札幌市障がい者施策推進審議会条例第6条の規定によりまして、会長を委員の皆様の互選により定め、会長が会長代理をあらかじめ指名するものとされております。

それでは、どなたか自薦あるいはご推薦はございますでしょうか。

○長江委員 浅香委員を推薦したいと思います。

○事務局（児玉企画調整担当課長） ほかにどなたかご推薦はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（児玉企画調整担当課長） それでは、浅香委員を会長にご就任いただくということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり・拍手）

○事務局（児玉企画調整担当課長） 皆様からご承認いただきましたので、浅香委員に会長をお願いしたいと思います。

続きまして、会長から会長代理を指名していただきたいと思います。

浅香会長、お願いいたします。

○浅香会長 それでは、引き続きまして、会長代理を北海道教育大学教授の安井委員をお願いしたいと思います。

安井先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○安井委員 よろしく申し上げます。

○事務局（児玉企画調整担当課長） それでは、会長代理は安井委員をお願いいたします。

それでは、浅香会長より、一言、ご挨拶をいただきまして、進行は会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○浅香会長 皆さん、こんにちは。

多くの方々が見飽きた顔の浅香です。

引き続き、務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが、会議の進め方について確認いたします。

冒頭に事務局からも案内がありましたが、ご発言の際には、発言者、発言内容が分かるよう、なるべくゆっくりお話をさせていただきたいと思います。

また、発言の中で分からない言葉などがありましたら、遠慮なくお知らせください。

それでは、議題に移りたいと思います。

議題（2）さっぽろ障がい者プラン2024素案についてです。

資料1から資料3に基づいて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） それでは、私から、さっぽろ障がい者プラン2024の素案につきましてご説明させていただきます。

お手元の資料1の概要資料をご覧くださいと思います。

さっぽろ障がい者プラン2024の策定に当たりましては、計画検討部会におきまして6月から今月まで毎月、計4回開催いたしまして、ご審議をいただいたところでございます。

本計画検討部会には、自立支援協議会や精神保健福祉審議会の委員と当事者団体の方にもご参加いただき、検討していただきました。このたび、計画素案を策定いたしましたことから、本審議会の皆様にご報告させていただくものでございます。

まず、計画の位置づけでございますけれども、本計画は、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画、障害者文化芸術推進法に基づく障害者文化芸術活動推進計画、読書バリアフリー法に基づく読書バリアフリー推進計画を一体的に策定した計画であり、本市における障がい者施策全般に関する基本的な計画として位置づけられております。

現行のさっぽろ障がい者プラン2018の計画期間が2023年度で終了しますことから、引き続き、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、次期計画であるさっぽろ障がい者プラン2024を策定することといたしました。

計画期間は2024年度から2029年度の6年間となっておりますが、福祉計画につきましては、国の指針に基づき2026年度までの3年間となっておりますので、2027年度での改定を予定しております。

他計画との関係でございますが、本計画は、札幌市のまちづくりの指針である第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの個別計画に位置づけられておりまして、関連計画との整合性を持ちつつ、SDGsの視点も意識したものとしております。

新計画を策定するに当たっての視点としましては、第2次ビジョンで明確化しましたユニバーサル（共生社会）の実現に向けまして、未来の理想像から現在に遡って足りていないものを考えるバックキャスティング思考と心のバリアフリーなど社会として障がいのある方を包摂するため、訴求対象を一般市民に拡大しましたインクルージョン思考、文化芸術の視点を盛り込み、自己表現や生きがいを重視したウェルビーイング思考の3点を意識したものとしており、これらにより新たな価値を提示し、未来を変える計画へとシフトするものとしております。

次に、障がい福祉を取り巻く現状でございます。

まず、国の動向としまして、近年制定された障がい福祉に関する新たな法律や主な法改正の状況を掲載しております。

障害者文化芸術活動推進法や読書バリアフリー法といった文化芸術系の新法のほか、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、医療的ケア児支援法といったより細やかな施策に関する新法を制定、また、事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供を法的義務化した障害者差別解消法の改正や、入院者訪問支援事業の追加といった精神保健福祉法の改正がございました。

また、障害者手帳、これは身体、療育、精神とございますが、これらをお持ちの方の状

況は、本市人口の約7%に当たるおよそ13万5,000人でありまして、2019年から比較しますと約3,000人増えております。難病患者の皆様も同様の傾向を見せておりまして、本計画期間においても、引き続き、障がいのある方などの増加が予想されております。

次に、2022年度札幌市障がい児者実態調査の抜粋でございます。主な設問につきましてご紹介させていただきます。

まず1点目はバリアフリー関係ですけれども、バリアフリー化が必要な施設につきまして、利用頻度の高い官公庁施設や医療施設、スーパーマーケットにおけるバリアフリー化のニーズが高くなっております。

2点目は、市民理解の関係ですけれども、障がいのある方に対する市民の理解度は現在深まっているとはなっていない状況です。

3点目は、災害時避難関係でございますが、防災における不安として、避難場所で必要な支援を受けられるか不安に感じている方が最も多くなっております。

4点目は、障がい児における差別経験の有無でございますけれども、おおよそ半数近い障がい児の皆さんが差別経験があるというふうに述べられております。

次に、計画の体系、施策体系でございます。

基本理念は、「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現」としております。

基本目標も、ピラミッド状の図にございますが、記載のとおり三つ掲げております。

また、表の右側に新計画策定に当たっての重要課題として三つ挙げさせていただいております。

1点目は、バリアフリー環境の整備と心のバリアフリーの普及啓発でございます。

2点目は、感染症拡大や災害発生時なども見据えた孤独・孤立対策でございます。

3点目は、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現でございます。

継続している問題解決に向けた取組はもとより、これらを重要課題として捉え、その解決に資するプランとさせていただいているところでございます。

続いて、裏面に移りまして、施策体系でございますが、先ほどの基本理念、基本目標に10の基本施策をひもつけております。こちらには、主な重点取り組みを記載しております。

なお、重点取組は約200事業となっております。

次に、成果目標でございますが、こちらは札幌市障がい福祉計画、札幌市障がい児福祉計画における目標値となっております。

国の基本指針で示された考え方にに基づき、継続して取り組むものは引き続き設定しつつ、新たな目標値も設定しております。

具体的には、成果目標2、地域生活支援の充実に関しまして、強度行動障がいに関する支援ニーズの把握と支援体制の整備を追加しましたほか、成果目標4の障がい児支援の提

供体制の整備等に関しまして、障がい児入所施設からの円滑な移行調整を追加するなどいたしまして、新たな課題にも対応する成果目標としております。

次に、障がい福祉サービス等の種類ごとのサービス量見込みでございますが、主なサービスを列挙しております。

現行計画における実績等から算出しておりまして、全て増加の見込みとなっております。

新計画の策定に当たりましては、現行計画であるさっぽろ障がい者プラン2018の取組状況を素案の資料編に掲載させていただいております。詳細につきましては、本日、資料3としてさっぽろ障がい者プラン2018・2022年度進捗状況報告書を配付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後に、今後のスケジュールですけれども、本審議会において承認が得られましたら、10月頃より庁内調整を行い、12月頃に議会報告、1月頃にパブリックコメントを実施いたしまして、来年3月頃の策定を予定しております。

引き続き、審議会の皆様にご協力いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○浅香会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、各委員の皆様方からご質問等があれば、挙手またはご発声などでお知らせください。

○増田委員 委員の皆様日々ご支援いただいております北海道難病連の増田です。

障がい者プランの計画検討部会に関わらせていただきました。

先日の部会でもお話をさせていただきましたけれども、私ども北海道難病連として特にお伝えしたかったことは、身近な地域で安心して暮らすことのできる環境づくりです。今年、北海道胆振東部地震から5年を迎え、全国でも台風や集中豪雨などによる深刻な被害が見られました。そのたびに、私たちは、配慮が必要な方々に必要な支援が届いているのかという仕組みについてどうしたらいいのか考えていました。

前回もお話しさせていただきましたけれども、プランの78ページの新規の重点取組の中に災害対策用品購入費助成が入りました。これは、在宅で人工呼吸器や酸素濃縮器などを使用する方々に対して、自家発電機などの電源装置の購入費を助成する事業ですが、事業が始まってから4年が経過しております。まだまだ使用する方々に活用されていないと感じています。

災害に強いまちづくりを進めることはもちろんですが、命に直結する機器を災害時も安心して使うことができるように、私たちもこの助成事業を周知していきたいと考えております。

もう一点は、同じく79ページの個別避難計画の作成です。

私ども北海道難病連は、札幌市のこの取組に、在宅で人工呼吸器をお使いの2名に協力いただきまして、2人のケアマネジャー、相談支援員と一緒に避難支援に何が必要かと考

えていただくことになっております。私たち北海道難病連は、やっと札幌市も重い腰を上げて個別避難計画に向かっていただけたらと思っております。災害の不安を一つでも解消できるように、行政や関係する皆様とともに取り組んでいきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○浅香会長 今のお話について、事務局からお答えできることがあればお願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） ご意見をどうもありがとうございます。

引き続き、安心して暮らせる環境づくりに取り組んでまいります。

○浅香会長 ほかにいかがでしょうか。

○加藤委員 社会福祉法人楡の会施設長の加藤です。お世話になっております。

新しい計画の中に医療的ケア児のことがたくさん盛り込まれていて、札幌市としても力を入れて進めていっているということが計画の中でもしっかり押さえられていて、病気を持った赤ちゃんとして生まれてきて、福祉のサービスをいろいろ使っていく可能性のある子どもたちがずっと継続してこのまちで暮らしていけるということに希望が持てる計画になっており、非常にありがたく思います。

もう一点は、いつもお願いばかりですが、障がい児計画相談について、札幌に限らず、大きな都市で進んでいない現状があります。どうしても急いで使いたいのでセルフプランとなっているのですが、札幌には事業所がたくさんありまして、その事業所でケースワークの観点を持ちながら移行させていくことができるところばかりであればいいのですが、児童のところは18歳で終わってしまって、そこから先につないでいくときに、ライフステージの中で家族の支援が必要になってきたり、お金の問題が生じてきたり、事業所だけで抱え切れない問題が出てきている中で、計画相談を少しでも増やしていくということで、相談員の教育もそうですが、手が足りていないので、児童の相談はなかなか受けられないという現状にあります。

これを計画の中にどう盛り込んでいくかということはあると思いますが、数値目標を見ましたら、児童発達サービスを使う人数に比べて計画相談の数が比例していませんので、この数値目標をもう少し上げられないかと思っています。

各分野と連携しながら核になる人をつくっていかないと、どこかで迷子になってしまって、いよいよ親が高齢になったり、8050問題になって福祉のサービスが本当は必要だったのにという場面に出会うものですから、早い段階でこういうことを少しでも増やしていったら、人生に伴走していける体制が取れたらいいなと思っております。

よろしく願いいたします。

○浅香会長 今のことにつきまして、事務局からお答えできることはありますか。

○事務局（児玉企画調整担当課長） ご意見をありがとうございます。

確かに、児童のセルフプランが多い状況は我々も問題だと感じておりますので、そこを何とか伸ばしていけるように、計画に反映できるところは反映させていきたいと思っております。児童のうちから相談室と連携していくということは、非常に大切なことだと思

ております。

○浅香会長 ほかにいかがでしょうか。

○中原委員 札幌親会の中原です。

6の成果目標で、入所施設からの地域移行というところでは、

北海道知的障がい福祉協会の中に札幌も入っていますが、札幌市内に入所施設が18か所あります。また、北海道知的障がい福祉協会が入所施設にアンケートを取りまして、この6年、7年の間に建て替え計画があるかどうかをお聞きしたところ、18か所くらいで建て替えの計画があるということでした。

国では、基本的に入所の定員減やグループホームの設置ということで、建て替えに関しては国庫補助の指導があるのです。札幌市内の18か所も、古いところもありますし、最後の施設整備で20年くらい前でしょうか、私もオンブズマンで入った中では、1部屋に4名、5名というところが実はあるのです。今後、札幌市としても、老朽化して、建て替え計画があったときに、暮らしの快適さということも含めて、まずは定員減と、原則個室化と、グループホームを必ず設けていただくことについてご指導いただければありがたいです。

道のアンケートの中では、定員減も個室化も何も書いていないところが4か所ほどあったのです。その中に札幌市内の18か所が入っていたかどうかは分かりませんが、今後、札幌市と建て替え等の協議があったときには、そういう視点から、入所の定員減、個室化、グループホームの整備について必ずご指導いただければありがたいと思います。

よろしく願いいたします。

○浅香会長 今回の件につきまして、事務局で何かお答えできることはありますか。

○事務局（渡邊自立支援担当課長） 自立支援担当課長の渡邊です。

ただいま中原委員からご意見いただいた件につきましては、札幌市から国に老朽化の補助金を申請するとき、個室化や入所されている方の快適な暮らしに関しても視点として持ちながら協議をしたいと思っております。

○浅香会長 ほかにいかがでしょうか。

○増田委員 本日の道新に出ていたピアサポーターの取組の記事を読んだ方もいらっしゃると思います。自らの障がいや病気の経験を生かして支援するピアサポーターについて、今年度、北海道で養成研修が開催されます。北海道難病連も加わらせていただいております。養成する一方で、ピアサポーターを雇用する事業所が増えていくこと、そして、そのために事業所への加算などの条件を今以上に整えてほしいと札幌市に求めたいと思います。

よろしく願いいたします。

○浅香会長 ほかにいかがでしょうか。

○加藤委員 福祉分野を支える職員の人材育成の強化を計画の中に盛り込んでいただいて、札幌市としてもいろいろ取り組んでいただいているところですが、人材不足が死活問題になってきており、ニーズはあるけれども、提供できる人がいなくなっています。

今、楡の会のヘルパーも高齢化してきて、体の大きな障がいをお持ちの方の介護に入れなくなってきている現状にあります。これは、国としても力を入れていただきたいところで、計画にどう盛り込むかというアイデアはありませんが、どうにかしなければと思っています。

札幌市内には、たくさん事業所があったり、病院があったり、障がいを持つ方がたくさん暮らしていて、その人数が増えていっている現状から見てもあるのですが、その一方で、働き手不足というところをどうしていったらいいのか、今日はその関係のところにいる委員もおりますので、ぜひこの機会にご意見を伺うことができたらと思っています。

福祉の分野で働く方々が増えない理由がなかなか分からなくて、募集しても来ない状況です。お金をかけて、人材紹介を使って、配置基準を満たすということが精いっぱいになっていて、非常に苦しい現実が事業所としてもあるし、事業所が成り立たないと利用する方々の生活に困るということが起きてくるので、どうしてそうなのかというところをつかめない状況です。

委員の皆様からご意見があれば伺いたいです。

○浅香会長 介護福祉士は資格が要るのですか。

○加藤委員 一応、あったほうがいいですけども、なくても、そこからの経験年数が資格になっていく場合もあるのです。経験年数が増えていって、また次の資格に移っていくということもできます。ですから、興味があって入ってくださる方がいればと思います。

○浅香会長 どちらかという医療的観点も含むという意識があるから、何か資格を持っていないと駄目なのかなと考えて二の足を踏む方もいると思うので、PRの方法もやわらかく考えたほうがいいのかと感じました。

○長江委員 札幌市手をつなぐ育成会の長江です。

高齢者の数も少なくなっていると思いますが、ヘルパーがいないのは本当に死活問題です。

また、福祉の中でも、知的障がいというのは、どう接していいか分からないということがあるようです。先日も高齢者の対応をしているヘルパーの方が知的障がいの対応をしたときに、どうしたらいいか分からないんだよねという話をしていました。

やはり、どの障がいもそうですが、触れ合ってみないと分からないことがすごくあると思うのです。私の子どもが小さいときに、あるNPO法人が札幌大学に障がい者を集めて、スポーツとか勉強などでいろいろ交流してくれたのです。その中から、高等支援学校の先生に進んだ方が毎年1名か2名出ていました。その先生方に聞くと、触れ合っただけで分かったと言うので、ボランティアではないですけども、福祉の大学や専門学校もだんだん少なくなっている中で、大学生でも高校生でもいいと思いますが、いろいろな障がいを知っていただく機会を増やせたらいいなと思っていました。

残念なことに、そのNPOはなくなってしまったのですが、そのときは学生がいっぱい来ていただいて、よかったのです。

○浅香会長 ほかにいかがでしょうか。

○近藤委員 札幌市視覚障害者福祉協会の近藤です。

ヘルパー不足の問題はどこにもあって、コロナが収まってはいないですけれども、経済が動くようになってから、どこの業種も人手不足と言われています。

私は、今日の午前中に、やっと来てくれたガイドヘルパーの新規の面接をしてきたところです。私どもも、ご多分に漏れず、ガイドヘルパー不足です。私は今日、ガイドヘルパーを伴って来て、ヘルパーさんの処遇のお話をするのもおかしいですが、実際のところ、福祉の現場に就労する方の処遇改善がまだまだ必要だと思っています。

私どもの上部団体の日本視覚障害者団体連合は、厚生労働省と常にやり取りをしながら、処遇改善の要望も実際に出しています。しかし、ヘルパーが豊かな生活ができるほどの報酬改定にはなっていないというのが現実です。ただ、令和6年に報酬改定がありますので、現在、そこに向けての交渉を続けているところです。

ヘルパーで生活している方もたくさんいるので、経済的に自立できるようなお仕事でなければいけなくて、何かの片手間にというのは難しいのが現状かと思います。ボランティアの気持ちがたくさんあっても、生活できないような中身でしたら、なかなか人は来ないです。

私どもも、1年中、ハローワークに求人を出してしまっていて、3か月ごとに更新もかけています。しかし、年に三、四人は来られるのですが、ずっと継続して就労できるかといったら、経済状況が伴わなくて離れていく方もたくさんいらっしゃいます。

それを考えたら、福祉の現場の処遇改善は絶対に大事だと思いますので、その声が中央省庁に届くように、みんなで連携しながら運動していくのが一番いいと考えます。

○浅香会長 ほかにいかがでしょうか。

○安井委員 人材不足については、本当に切実なものがあると思います。

私も長らく福祉系の人材のところに関わってきましたが、海外先進国の例を見ても、どこも人が足りなくなってきました。それを考えると、海外の労働力を入れざるを得ないと思っています。もちろん処遇改善は大前提ですけれども、このままいくと教員も足りなくなってきましたので、労働条件がよくても足りなくなってくると思います。今後を考えると、計画的な育成と、海外の労働力も含めて入りやすいような環境整備をしていかないと、今後、さらに大変なことになっていくのは目に見えているという状況かと思います。

その辺りは、市としても、人材育成の方向性を変えて、関心を高めていくようなことを考えなければ、人材を増やしていくことは現実的にかなり難しい現状に来ていると思っています。

○浅香会長 各事業者とも人材不足で大変だというお話を三、四名の委員からいただいております。私も専門学校の役員をさせてもらっていますが、定員の半分にも満たないのです。どこの福祉系の専門学校も同じような状況で、毎年の決算などを見ても、もう少しで潰れてしまうのではないかと常々危惧しているところです。

ほかにいかがでしょうか。

最初に増田委員から災害時の要支援者の個別支援計画についてお話がありましたが、高柳委員は豊平区でしたね。

○高柳委員 私は民生委員ですが、商売的には自動車整備をしています。

私は、札幌市から民生委員の仕事として、生活保護、65歳以上の高齢者の見守りですね。今、70歳に繰り上がりました。70歳以上の高齢者の独居を見守る、夫婦世帯であれば見なくていいということで、今は高齢者を見ています。

また、障がい者は、前の会長の神田さんともいろいろ話をして、1人で住んでいる方もいるのですけれども、民生委員からなかなか見えないのです。僕たちも札幌市を通してそういう障がい者を探すのですが、なかなか見つかりません。ですから、僕たち民生委員はいつも言っているのですが、障がい者が僕たちに手を振ってくれば、僕たちが見ますということを言っているのですけれども、それがなかなかできないでいます。それは災害になったときに効果を発揮すると思うのです。障がい者があそこに一人にいるから、さあ、見に行かなくてはということになると思うのです。

ですから、障がい者の皆さんも、民生委員を信じてもらうというか、期待してもらいたいと思っています。

民生委員は、30歳以上、75歳以上ということで、取りあえず皆さんは元気ですから、場合によっては1人が駄目だったら2人で行くとか、チームを組むとか、町内の中で一番近場の人を設定することもできますので、そうすれば災害のときに障がい者の事故を減らすことができると思っています。

それから、人手不足の問題ですね。

今、僕たち自動車業界も外出不足で、ベトナム人やマレーシア人を雇うのですが、1年すると、北海道は寒いからということで、みんな東京に行ってしまうのです。言葉も教えて、技能も教えているのですけれども、なかなか定着しません。それでも、専門学校に行く方もたくさんいますから、若い働ける人が自動車業界なり、場合によってはそちらの業種にもということで、国なり札幌市なりで働く人を増やしてもらいたいと思っています。

民生委員の立場からは以上です。

○浅香会長 ほかにいかがでしょうか。

○長江委員 今の高柳委員の発言に対して、本当に申し訳ないと思うのは、知的の子を持つ親御さんが自分の子のことを知らせるのを控える場面が多いのです。自分からこういう子なのであることを表現するのが難しいので、札幌市から避難の登録という話が来たときも、二の足を踏むのは親でした。私たちは、共生社会、みんな一緒と言っているのですが、なかなかそこに踏み込んでいけないところもあります。

今言われたように、一緒のときはいいけれども、本当に一人でいたときにどうしようねという話を聞きます。東日本大震災のときも、目が見えない、耳が聞こえない人があそこにおいて、多分、避難していないですという話は何日も後に伝わってきて、最終的に亡くな

りましたということを知りましたが、どんな状況で避難することになるか分からないから、なるべくは民生委員を信じて登録するのがいいのだろうと思っています。

ただ、登録をして民生委員が全てを知っているということになるので、親は二の足を踏んでしまうのです。そこは申し訳ないと思っています。災害時に見てもらえるというようなシステムがあるといいのですが、通常時となると、あそこの家に障がい者がいるのだよねと見られて悲しくなる親もいます。それでも、公表することによって見守られるということもあるので、私は自分の会でなるべく勧めていきたいと思っています。

○浅香会長 私の隣に公共職業安定所の上田委員がいますが、障がい者の就労状況やヘルパーの応募状況などについてお話しいただければありがたいです。

○上田委員 公共職業安定所も求職者の個人情報を取っていますので、障がい者の登録があると行ってもらえればと思うことがあります。災害時に見てもらおうというお話もありましたが、最初から分かっていないと、いきなり災害が起きました、名簿が出ました、さあ、動けと言われても、動けないのです。ですから、私どもとしては求職者登録をしていただいております。求人が出たら教えてくれ、そのときに名簿が見られるようになると言われても、私どもとしてはすぐに動けませんので、そこは悩ましい問題だと感じました。

今、個人情報保護法がありますし、プライバシーが非常に問題視されています。例えば、障がいの部分であったとしても、昔だったら、僕は小さいまちだったら、あの方はこういうところがあるからといって、差別をするわけではなくて、だから助けてあげようという感じだったのですが、今は、そこを隠して、僕はほかの人とは違うよとか、僕の存在を意識してくれという形で生きている方が非常に多いとおります。

今、僕が住んでいるアパートには十何世帯入っていますが、誰がどこで何をしているか分からなくて、それが今の社会の動きなのだろうと感じています。

その中に障がい者がいたとしても分からないだろうし、何かあったとしても助けられないし、何かあってあそこで亡くなっている人がいましたと言われても、僕は、「ああ、そうなんだね」で終わると思いますし、僕の中で自分を責めることもないだろうと思います。なぜかという、知るすべがなかったし、多分、本人はそれを公にすることもないし、隣近所と仲よくすることもなかったからという自問自答をして生きていくのだろうと感じながらお話を聞いていました。

また、雇用状況ですが、高齢化がすごく進んでいます。求人者と求職者の数は大体1倍前後で動いていて、今は札幌管轄の中で0.9何倍という状況です。ですから、仕事を選ばなければ、仕事に就けますし、充足します。しかし、仕事の内容や給料や住所や資格などを考えると、今は人手不足の状況です。

昔では考えられなかったのですが、今は70歳くらいの求職者が多かったです。ですから、求人を受けるときに、高齢でもいいですよと言われてたら、どのくらいまで大丈夫ですかと聞きながら受けております。

求職者の方も選べるのです。人手不足といって、若い人は選べますので、なるべく簡単

で、時間も拘束されなくて、自分があつて、賃金が高いところを求めます。そうなったときに、大変申し訳ないですが、自動車産業という、力仕事もあるだろうし、何かあったときにけがをする可能性があるかもしれないと言ったら、ちょっと待ってくれ、それなら事務系のほうがいいかもしれないというところがあります。

それから、今、転職してもいいという考え方が若い方に広まってきています。私の世代ですと、一つのところに就職したら最後まで勤め切って定年を迎えるという考え方だと思いますが、今は、どんどんステップアップしていこう、それによって給料も上げていこうという考え方です。アメリカなどではそれが当たり前かもしれないけれども、日本ではそれがなかなか浸透していない中で、若い人が注目して、どんどん辞めていきます。福祉の仕事に就いたけれども、どうも合わないということですぐに辞めて、今度は事務職に行こうかなという感じです。これは、統計の結果ではなくて、全く私の肌感覚でのお話です。

今、ハローワークでは、人材確保のコーナーを設けていまして、福祉、建設、運送といったなかなか人が集まらないところをターゲットにして、そういう部門を置いています。面接会を開いているのですが、楡の会さんにはよく参加していただいて、本当にありがたいと思っています。

そういう動きもさせていただいておりますが、なかなかそちらに向いていかないのが現状です。ただ手をこまねいて見てるだけではないのですが、本当に決め手がない、人がいないというのが今の状況です。

○浅香会長 本当に分かりやすく現場の生の声を聞かせていただきまして、どうもありがとうございました。

菅原委員、いかがでしょうか。

○菅原委員 お話を伺って、まさしくどこも人手不足なのだと思いました。

福祉は基本的に税金で行っている事業が多いと思いますが、今後、税収入が増えていく傾向にはないのではないかと思います。

その中で、今までと同じことをやっていると駄目なのだとも私も感じているし、私どもが困っているのは、相談事業所をしているのですけれども、女性職員も多いので、産休を取ったり育休を取ったりというときに、配置人数を考えると人を雇わなければいけないのですけれども、期間限定で雇わなければならなくなるので、ある程度できる資格をお持ちの方を募集します。女性に活躍していただきたいから、女性に頑張ってもらいたいと思うのですけれども、女性が入るとリスクがということで、非常に困難だと思っています。

福祉の人材派遣業のようなことをどこかでやってくれたら大変助かるなど感じております。

うちに来てくれた人は、期間限定で働きたいと思っていたということで優秀な人が来てくれたのですが、そういう方も中にはいるのです。自分で事業を起こしたいから、準備段階として期間限定で働きたいと言ってきて助かったのですが、そんなことはまれだと思うので、やはり考えていかなければならないと思います。

そのためには、税金だけを当てにする事業は、この先、いろいろと問題があるので、自分たちでも何か新しいことを考えていかなければいけないと思います。

また、先ほど出た学生の話ですが、私たちは精神障がい者の家族連合会なので、主に精神障がい者の支援をしているのですけれども、精神保健福祉士のなり手が非常に減っていると伺いました。

同じ学校の福祉系の学生は、社会福祉士の資格を取って介護のほうに行かれる方が多いようです。それはなぜかという、待遇面だそうです。同じく人手不足で困っている中でも若干の違いがあるのだなと感じています。

○浅香会長 山内委員、お願いします。

○山内委員 札幌肢体不自由児者父母の会の山内です。

皆さんの話を聞いて、全てにうなずいている状態ですが、私たち父母の会も、親が母体となった生活介護事業所をしているのですが、本当に人材がいません。

そこで、障がいを持った子の親たちが会員ですから、会員に向けてスポット的なところの支援をお願いする形で、昼休みに、職員も休憩を取らなければいけないので、そこで見守りや、そういう工夫で会員に声をかけたりということをしています。昔は父母の会もヘルパー事業をしていて、学生ヘルパーもしていたので、その学生たちが小規模作業所に来てくれたりということでも就職につながったのですが、今、学校自体がボランティア的なところにはなかなか来ないので、今はそういう事業を全くやっていません。

ただ、皆さんがお話しされていたように、何かやっていかなければと思いますので、これまでやってきた事業を継続できないかということで、今、会員たちとお話をしています。

また、私どもの会は、8割は親が高齢化してしまっていて、2割が若い方たちなのですが、そこにすごく差があります。それでも、ある意味、刺激があって、若い人たちは今の情報網をよく使うので、インスタなどで、会員ではあるけれども、連絡を取り合いながら、何かあったら一斉送信をして連携を取っています。

これから新しい活動の仕方として、そういうものを取り入れて整理していかなければいけないと感じています。

○浅香会長 次に、花田委員、お願いします。

○花田委員 私は前の職場を定年退職したのですが、前の職場では、ヘルパーの資格を取るための勉強などをしていましたけれども、何年も募集をしても、なかなか人が集まらないという状況でした。

清掃部門は、高齢者は来るのですが、なかなか進まないということで、以前に外国の方を入れる計画を立てて、コロナ禍になってから中断してしまっただけなのですが、去年、何人か雇って、順調に行っているという話を聞いております。

今はそれだけ人手不足なので、その辺の検討をしなければいけないと思っています。

○浅香会長 石山委員、お願いします。

○石山委員 話がずれるかもしれませんが、私どもは、高齢化してきたことで、障がい福

祉サービスより介護サービスにつなげていくケースが多いです。精神障がい者なので、障がい福祉サービスにはつながりやすいのですが、介護サービスだと、ケアマネジャーを探すところから始まるという課題があります。

なおかつ、介護認定に関しても、精神障がい者は体が元気な人が多いため、介護サービスがなかなか充実できないという課題があります。

ですから、65歳以上になると、どうしても介護サービスに移行しなさいということになるので、状況に応じて精神障がい者の介護認定区分を上げてもらえたらなという希望があります。あとは、介護サービスにつなげやすい制度を望んでいます。

○浅香会長 廣島委員、お願いします。

○廣島委員 今は道の障がい者認定の仕事をしているのですが、まず、その仕事についてお話をさせていただきます。

札幌市の方は担当ではないので、状況が違うところがあるかもしれませんが、年齢が高い人が知的障がいの認定を受けるということがかなり多くなってきて、50代になってから取るとか、下手をすると60代ということで、認知症とどう分けるのかという方もいます。

また、年齢が高くなってから取る例の一つに、法律が変わって、手帳があると障がい者雇用ができるという関係で取る方もいますけれども、親がずっと見ていて、手帳を取らせないで、親がそろそろ駄目だというふうになってからサービスをしなければいけなくて手帳を取る方も意外と多くいらっしゃいます。そういう方の人生を考えると、もっと早い時期に取ることによって就労とかいろいろなところが変わっていくのではないかと考えています。

それから、人手不足については、私は北海道の介護保険の高齢者対策をしまして、そこでもヘルパーや職員が足りないということで、処遇改善はずっと言われていますが、税金でやっているところが多いので、上がることに期待をしたいけれども、なかなか難しいです。例えば、介護保険であれば、保険料がどんどん上がってしまうのは問題なので、痛しかゆしなところがあって、これを急に上げるのはなかなか難しいところがあります。

もう一つ感じていたのは、キャリアアップがなかなかできないということです。ヘルパーも長年勤めていけば、どんどん技術も上がって、当然、ベテランと新人のサービスは違ってくると思うのですが、それを評価する制度がないのです。ですから、入ってきて、だんだん技術が上がっていったら給料も上がっていくということであれば頑張るし、仕事も続いていくと思うのですが、変わらないし、給料も同じだということであれば、なかなかやる気がつながっていかないと思うので、そこを何とかしなければいけないのではないかと常日頃考えています。

災害についてですけれども、私は新型コロナウイルス感染症の対策もしてまして、その中で一番難しかったのは、知的障がい者の施設でコロナが出てしまうと、入所者の人も感染しますし、密着している職員も感染します。そして、職員が減ってくると、どうして

もケアができなくなるので、そうすると、どうしようもなくなってくるということで、ある程度症状が落ち着いた方が見ているという状況もあって、これはちょっとまずいということで、同じ福祉施設でも知的障がいサービスのやっている職員の方は、やはり知的障がいになられた方でなければなかなかできないのです。他の福祉施設が系列であったからって、その施設の人が行くというのは難しいので、協力していただいて、そこから派遣してもらった形を取りました。今は、いろいろな協定を結んで、そういう形を取っている部分もあるのかもしれませんが、なるべく広域で、災害で職員が足りなくなったときのことも考えると、感染症だけではなく、協定を結んで、お互いに職員を融通し合うというシステムをしっかりしたほうがいいのではないかと考えております。

人材不足はどこ分野もそうなので、最近は公務員だって若い人がどんどん辞めていってしまうようですし、特にうちの分野は技術職が多いのですが、技術職が入ってきてくれないみたいな感じなので、これはどうしたものかなということで、厳しいと思っています。

ですから、何か効率的な方法を考えていかないと、いろいろな分野で人を取り合ってもしょうがないなと思っています。外国人を入れるという方法が出ていますけれども、だんだん日本の収入というか、円安になったり、GDPの順位がだんだん下がっていくと選ばれなくなっていくという部分もあるので、外国人を入れるとしたら、やっぱりちゃんとした処遇、ちゃんとした対応をしてあげないと、日本という国が選ばれないのではないかとということも日頃は感じております。

○浅香会長 最後に、南部委員、お願いしたいと思います。

○南部委員 人手不足というお話ですが、私たちインクルーシブ委員会がどんなことをやっているかという、会員企業向けに障がい者の雇用の促進を促してしまして、障がい者雇用に向けてアンケートを取るなどいろいろしているのですが、中小企業なものですから、社長1人だけという会社もあれば、何千人という会社もあるのでありますが、小さい会社は障がい者を雇っていただけないというのが実情です。逆に、大きな会社で雇用率を満たしていないので障がい者を雇用したいという会社もあるのですが、募集をかけてもなかなか応募をいただけないということがずっと続いています。

そんな中で、1社だけ決まった事例があるのですが、それもインターンシップとかいろいろやって、先方の会社では30歳までという話だったのですが、精神障がいの40代の方で、最初は芽がないと思っていたのですが、結局、雇用につながりました。私は委員会活動を6年やっていますが、アンマッチが生まれているのかなというところは日々感じております。

また、今、障がい者だけではなくて、児童の社会的養護の分野もやっています、羊ヶ丘養護園の子どもたちとコミュニケーションを取っています。本当は3年前からやりたかったのですが、コロナのためにやれなくて、今年度から子どもたちのところに行って、いろいろとコミュニケーションを取っています。

やはり、子どもたちも会社の人たちといろいろとコミュニケーションを取りたくて、先

月の第3回目のときにいろいろな社長の話をしたのですが、会社見学をしてみたいということで、会社説明会に参加したところ、ぜひ働きたいということで、3名ぐらい、その会社への就職が決まりそうな状況です。

今、人材不足ではありますが、働きたいという子どもたちもいますので、これからも活動を続けていって、つなげていければなと思っています。

○浅香会長 ありがとうございます。

今日ご出席の全ての方にお話をさせていただくことができました。

皆さん方のお話を聞いたら、僭越な言い方かもしれませんが、次のさっぽろ障がい者プランは2024年から2029年までの6年間のプランですけれども、皆さん方の努力によって維持、拡大していくのかなと強く感じました。人材がいないとか、いろいろご苦労をされている話をお聞きして、よりよい障がい者のための施策を進めていきたいと思いますので、今後ともご協力をどうぞよろしくお願い致します。

さっぽろ障がい者プラン2024につきまして、今、いろいろなお話を伺った中で、若干の修正があるかもしれませんが、事務局に一任をさせていただいて、これを成案とさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

本当に多くのご意見いただきまして、ありがとうございます。

続きまして、議題(3)の報告事項です。

障がい者就労施設等からの物品等の優先調達について、資料4から資料6に基づいて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(渡辺就労・相談支援担当係長) 障がい福祉課就労相談支援担当係長の渡辺と申します。

私から、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達についてご報告いたします。

まず、資料4をご覧ください。

令和4年度札幌市における障がい者就労施設等からの物品等の調達実績について表にまとめております。

物品の調達額の合計が4,351万3,709円、役務の調達額の合計が3億1,373万1,240円となりまして、物品と役務を足した合計で3億5,724万4,949円となりました。

令和4年度障がい者就労施設等からの調達の目標として、令和3年度の調達実績額以上とするという目標を掲げておりました。令和3年度の調達実績額が約3億3,600万円ということで、令和4年度は約2,100万円上回ることになりましたので、調達目標は達成することができたということになっております。

令和4年度に増加した要因としては、何か大きな調達案件があったわけではないのですが、それぞれの部局で調達に努めていただきまして、令和3年度の金額を上回ることができたと考えております。

次に、資料5をご覧ください。

令和5年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達目標は、令和4年度の最終調達額実績以上とするということで、令和4年度の最終調達実績額が約3億5,700万円でしたので、これを上回る実績額となるよう取り組んでいきたいと思っております。

次に、資料6をご覧ください。

令和5年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達方針の概要です。

表裏ありますけれども、裏面のほうに令和5年度の調達目標ということで、先ほどお話ししましたとおり、令和4年度の最終調達実績額以上とするという変更はありますけれども、そのほかに大きな変更点はありません。

私からの報告は以上となります。

○浅香会長 ただいまの事務局説明につきまして、ご質問等があればお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香会長 それでは、本日の議題はこれにて終了させていただきたいと思えます。

本日は、本当に様々なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事が終了しました。

限られたお時間の中、円滑な議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 浅香会長、円滑なご進行をいただき、誠にありがとうございました。

また、委員の皆様には、熱心にご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

さっぽろ障がい者プラン2024につきましては、来年3月の策定後、皆様にご報告させていただきます。

また、私ごとではございますけれども、10月1日付で人事異動がありまして、私からプランの完成を皆様に報告することはかないません。

私は、1年6か月、障がい福祉の業務についておりましたが、今後、自分が事故に遭ったり、家族や友人が障がいを持つことがあるかもしれませんけれども、そんなときにどんな札幌市だったらいいのかということを考えて仕事をしておりました。

今後、庁内議論、パブリックコメントを経まして、皆様にとって実効性のあるプランになることを祈念しております。

3. 閉 会

○事務局（児玉企画調整担当課長） それでは、これをもちまして、令和5年度第1回札幌市障がい者施策推進審議会を終了させていただきます。

本日は、皆様、お疲れさまでございました。

ありがとうございました。

以 上